

平成28年度第1回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 平成28年4月21日（木）午後2時00分開会
場 所 市役所3階 庁議室
出席者 会長、および委員12名（欠席者4名）
議 題 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問・答申）
傍聴者 1名

[主な質疑等]

議題 国民健康保険税の課税限度額の改定について

委 員 : 課税限度額が4万円引き上がると、税収入(見込み)が約1,935万円増となるという解釈で良いか。また仮に、28年度と29年度の医療費が同額であれば、税収入が増える分、一般会計繰入金が減少できるのか。

事務局 : 税収入の増は、現年度分に相当する額としての試算である(課税した分の100%が入るわけではないため)。2点目について、税収入が上がれば、その分、一般会計繰入金が減るといふ仕組みである。ただ、1人あたりの医療費が年々高くなっている関係もあり、平成29年度の課税にどう影響するかは現時点で判断できないが、医療費が同額であれば、税が増額した分は一般会計からの繰入額に影響するものである。

会 長 : 資料2に関して。超過世帯割合がそれぞれ医療保険分1.81%から1.71%、後期高齢者支援金分が2.16%から1.80%となる。この限度額超過世帯の率の最終的な目標(基準となる水準)はあるのか。

事務局 : 今回の政令改正にあたっての超過世帯割合(厚生労働省の試算で)は、おおむね2.18%であり、小平市はそれより若干少ない。厚労省の説明によれば、将来的には超過世帯割合を1.5%に近づける動きである。限度額の改定は、平成25年度のいわゆるプログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律)で、国保税の課税限度額を段階的に引き上げていくということが法律上明記されており、それに従い改正が行われている。このプログラム法は、新しい国保制度の改革時期である平成29年度までの工程を示した法律であり、その時期まで、限度額改定は毎年行われるとみている。

委 員 : 超過世帯割合が1.5%に近づいている自治体はあるのか。

事務局 : 所得割率(税率)が高ければ、限度額の超過割合は高い傾向であると言える(少ない所得でも所得割率が高いために、限度額に早く到達してしまう)。1.5%近いのは、税率が低いとも考えられる。

以上